

# 公益社団法人松戸青年会議所

## 会員資格に関する規程

### 第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人松戸青年会議所定款第8条、第9条の規定に基づき、この法人の会員資格に関する事項を規定する。

### 第2章 入会

(正会員の入会)

第2条 正会員としてこの法人に入会を希望する者は、正会員2名の推薦を受け、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(賛助会員の入会)

第3条 賛助会員としてこの法人に入会を希望する個人又は法人その他の団体は、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

(特別会員の入会)

第4条 特別会員としてこの法人に入会を希望する者は、理事会の承認を受けなければならない。

(名誉会員の推薦)

第5条 理事会は、定款第7条第1項第4号の規定に基づき、名誉会員の推薦をすることができる。

(特別会員等の地位)

第6条 賛助会員、特別会員及び名誉会員は、この法人の開催する例会その他の行事に参加する事ができる。ただし、すべての議決権を行使する事ができない。

(入会資格)

第7条 正会員として、入会資格を有するものは、例会又は総会への2回以上のオブザーバー出席を要する。ただし、そのうち1回については、次に掲げる理事会の定める大会、行事に出席することにより、例会にオブザーバー出席したものとみなす。

- (1) 理事会（原則として点鐘から点鐘までとする。但し審議終了までは必ず出席しなければならない）
- (2) 新入会員説明会

- (3) ブロック賀詞交歓会
- (4) 委員会（常任理事一人以上の出席の場合とする）
- (5) 全国大会
- (6) 関東地区大会
- (7) 千葉ブロック大会
- (8) 松戸 JC 例会日に行われる他の公式行事
- (9) 京都会議
- (10) JCI エリア会議
- (11) サマーコンファレンス
- (12) JCI 世界会議
- (13) その他理事会が認める大会、行事及び出向委員会

（入会審査）

第 8 条 担当委員会は、正会員として入会の申込をした者又は推薦者に面接するとともに入会資格の適否を審査し、その結果を理事会に答申する。

（入会の決定及び通知）

第 9 条 理事会は答申に基づき入会の可否を決定し、出席理事全員の同意を必要とする。入会の諾否は理事長が推薦者並びに入会申込者に書面で通知する。

（会員の資格取得）

第 10 条 入会を承諾されたものは、入会金並びに年会費の納入をもって会員となる。

### 第 3 章 入会金及び年会費

（入会金及び年会費等）

第 11 条 定款第 8 条に定められた入会金及び年会費の金額は、次のとおりとする。ただし、事業年度の途中で入会した正会員の当該事業年度の年会費については、理事会において承認された月の翌月をもって起算し、月額 10,000 円とする。

入会金	正会員	30,000 円
年会費	正会員	120,000 円
	賛助会員	法人（年額）1 口 30,000 円

	個人（年額）10,000円
特別会員	120,000円
休会会員	60,000円
特別休会会員	30,000円

2 年会費は、毎年1月末日までに納入しなければならない。ただし、1月末日までに、60,000円、6月末日までに60,000円の2回に分割して納入できる。

3 入会金及び年会費等は、公益目的事業会計40%、収益事業等会計20%、法人会計40%にそれぞれ配賦します。

（休会会員の年会費）

第12条 休会会員の年会費は、理事会における休会の承認が、次期事業年度の開始前になされた場合、第11条の年会費の金額とする。

2 前項の承認が、事業年度の途中で6月末日までになされた場合、正会員の年会費の半額（60,000円）に休会員の年会費の半額（30,000円）を加えた額とし、7月1日以降になされた場合は、正会員の年会費の全額（120,000円）とする。

3 事業年度の途中で承認された特別休会会員の年会費については、月額2,500円とし、理事会において承認された翌月以降の期間に適用する。

（退会者の会費）

第13条 退会届を6月30日以前に提出した場合は、正会員の年会費の半額とし、7月1日以降、提出した場合は、正会員の年会費全額とする。

#### 第4章 会員の除名

第14条 定款第14条に該当する行為があったときは、総務を担当する委員会が実情を調査して理事会に報告する。

2 年会費を所定の期日までに納入しない会員に対しては、会計を担当する理事は勧告を行い、除名理由ありとして理事会に報告する。ただし、報告前に会費が支払われた場合は、この限りでない。

3 例会及び委員会に対して欠席が連続3回に及んだ正会員の所属委員長は正会員に対して勧告を行い、勧告後1か月以内に適切なる善処の意思表示および行為のない場合は、除名理由ありとして理事会に報告する。ただし、報告前にその正会員が例会に出席した場合は、この限りでない。

第15条 理事会は、前条の報告を受けたときは、当該会員に対し、理事会において過去の状況などを勘案して、総会の決議を経て除名することができる。

## 第5章 会員の懲戒

第16条 正会員が反社会的行為で、この法人の名誉を著しく棄損したと思慮される時は、第一義には定款14条の規定に照らし合わせ、それまでに至らないが、この法人の秩序を保つために懲戒が必要と考えられる場合は、以下の手順をもってこれを決定する。

- (1) 懲戒の対象となる正会員に事情聴取を理事長が行う。
- (2) 懲戒の種別・裁量の決定、及び懲戒の実施の可否は、理事会によりこれを決する。
- (3) 議案の上程は理事長の専権事項とし、公正公平の立場に立脚し、良識と見識に基づきこれを行う。
- (4) 懲戒が決議された場合は、文書をもって懲戒の対象となる正会員に通知を行う。
- (5) 前号の場合、その内容について文書をもって全会員に速やかに周知を行う。ただし、第1号が長期にわたり実行できない社会的・物理的事情が明らかな場合は、理事長の判断によりこれを割愛することができる。

第17条 懲戒の種別は以下の3段階とする。

- (1) 戒告
- (2) 活動の停止（1ヶ月～6ヶ月）
- (3) 退会勧告

2 前項第1号、第2号の処分発効は、理事会が決議をした翌日からとし、前項第3号の勧告は、定款第11条の規定を遵守し、理事会の決議した翌日から2週間以内に退会の勧告を受けた正会員は、退会届を提出しなければならない。

第18条 退会をした会員の再入会は、退会届を提出した日から1年間はこれを認めない。

第19条 第17条の規定に従い、理事会において決議された懲戒に従わない場合は、定款第14条第1項第4号の除名事由に該当するとみなし、定款第14条に従い、除名の手続きを実行する。

## 第6章 休会

（休会の申請）

第20条 正会員は、次の各号に掲げる事由に該当するときは、休会を申し出ることができる。

- (1) 長期にわたる国内・国外旅行、または駐在等の理由により会員として活動できないと思われるとき
- (2) 病氣療養のため、長期にわたって会員として活動できないと思われるとき
- (3) 出産・育児により長期間活動できないと思われるとき。この場合は、理事会の承認を得て、特別休会することができる。特別休会の期間は理事会に承認を得た期間とする。特別休会の申請は所定の申請書を提出するものとする。

(4) その他やむをえない事情で、長期にわたって会員として活動できないと思われるとき

第 21 条 休会を申し出ようとする正会員は、所定の様式の休会届を、理事長に提出しなければならない。ただし、休会届の申し出は委任状により代理人がこれをなし得る。なお、当該年度内に 40 歳に達する者は申し出ることができない。

第 22 条 休会の承認は、理事会においてこれを行い、休会の申し出をした者は承認された日の翌日から、承認された期間、休会中の会員となる。

第 23 条 休会の期間を超過し、もしくはそれ以前に復帰しようとするときは、その旨を文書にて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、特別休会の場合は、この法人の開催する例会その他の行事に参加する事ができる。

第 24 条 休会中又は特別休会中の正会員が、休会期間延期を希望する場合には、本人又は代理人がその理由を文書にて理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、その期間は 1 年以内とし、原則、延期の申し出は 1 回とする。

第 25 条 休会又は特別休会を承認された会員の会費及び、翌年度も休会又は特別休会を継続する場合の会費は第 11 条及び第 12 条を適用する。

## 第 7 章 アテンダンス

第 26 条 正会員は、第 7 条第 5 号から第 13 号にあげる各種行事、出向先の会議、委員会その他の会合又は他の青年会議所の例会に出席する必要があるために例会を欠席する場合は、例会に出席したものとみなす。

2 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のアテンダンス承認申込書を次回例会の前日まで、総務を担当する委員会に提出しなければならない。

(メーキャップ制度)

第 27 条 正会員は、一身上の都合により、やむを得ず例会を欠席した場合であっても、他の青年会議所の例会に出席することにより例会に出席したものとみなす。

2 前項の適用については、年度内とし、所定の様式のメーキャップ承認申込書を、総務を担当する委員会に提出しなければならない。

附則 本規程は平成 27 年 12 月 2 日より施行される。

附則 本規程は平成 29 年 1 月 1 日より施行される。

附則 本規程は平成 29 年 8 月 10 日より施行される。

附則 本規程は令和 4 年 8 月 17 日より施行される。